

伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第1号

### 伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区、公営企業管理者及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第4条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限に関する特例)

第3条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊賀市条例第 号）第3条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に

記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第 28 条第 4 項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

- 3 市の機関は、保有個人情報の開示を受ける者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該者に係る前項前段に規定する写しの交付に要する費用及び同項後段に規定する送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(伊賀市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第 5 条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、伊賀市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 26 年伊賀市条例第 32 号）第 1 条に規定する伊賀市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第 66 条第 1 項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 12 条の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、法第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(伊賀市個人情報保護条例の廃止)

第 2 条 伊賀市個人情報保護条例（平成 16 年伊賀市条例第 16 号）は、廃止する。

(伊賀市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第 3 条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の伊賀市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第 12 条の規定による職務上知ることができた旧条例第 2 条第 1 号に規定する個人

情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の際現に旧条例第 13 条第 2 項の委託を受けた事務に従事している者又はこの条例の施行前において当該委託を受けた事務に従事していた者に係る同条第 3 項の規定による当該事務に関して知ることができた旧個人情報をみだりに漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第 14 条、第 27 条、第 32 条又は第 32 条の 2 の規定による請求がされた場合における開示、訂正及び利用停止等（これらに係る旧条例第 26 条に規定する手数料等を含む。）については、なお従前の例による。
- 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた一定の事務の目的を達成するために特定の旧条例第 2 条第 8 号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した旧保有個人情報を含む情報の集合物であって個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 6 旧条例第 13 条第 1 項の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 2 項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 7 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第 4 条 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)」に改め、同条第 1 項中

「当該指定管理施設の管理に伴い保有した個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じる」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施する」に改める。

（伊賀市地区市民センター条例の一部改正）

第5条 伊賀市地区市民センター条例（平成16年伊賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

- 2 指定管理者は、センターを管理するに当たって個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を取り扱うときは、同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するものとする。

（伊賀市自治基本条例の一部改正）

第6条 伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（個人情報の保護）

第11条 市は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところにより、及び同法の施行に関し必要な条例を定め、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正）

第7条 伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成20年伊賀市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（個人情報の安全管理措置）

第4条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項の規定により市長が講じなければならない保有個人情報（同法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）の安全管理のために

必要かつ適切な措置には、住基カードに記録された個人情報及び第2条第1項各号に掲げるサービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止のために必要な措置が含まなければならない。

(伊賀市債権管理条例の一部改正)

第8条 伊賀市債権管理条例（平成28年伊賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「実施機関（伊賀市個人情報保護条例（平成16年伊賀市条例第16号）第2条第4号に規定する実施機関をいう）」を「市の機関（伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊賀市条例第 号）第2条第1項に規定する市の機関をいう）」に、「他の実施機関」を「他の市の機関」に改める。

伊賀市美術博物館建設準備委員会設置条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第2号

### 伊賀市美術博物館建設準備委員会設置条例

#### (設置)

第1条 新しい芭蕉翁記念館の機能を含む美術博物館（以下「美術博物館」という。）の建設に関し、専門的かつ広範な見地から検討を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市美術博物館建設準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (設置の期間)

第2条 委員会の設置の期間は、美術博物館の竣工の日までとする。

#### (所掌事務)

第3条 委員会は、美術博物館の建設に関する市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

#### (組織)

第4条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

#### (委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 芭蕉翁顕彰団体を代表する者
  - (3) 公共的団体を代表する者
  - (4) 市民からの公募による者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号又は第3号に掲げる者に該当することにより委嘱された委員が当該各号に規定する団体に属しないこととなったときは、当該委員は、

委員を辞したものとみなす。

4 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあつては、委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置等)

第9条 委員会は、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を設けることができる。

2 部会は、委員のうちから委員長が指名する部会員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長は、部会を招集し、部会の議事を整理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

7 部会は、その設置の必要がなくなったときは、解散する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画振興部文化振興課美術博物館建設準備室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

岸宏子記念伊賀文学館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

### 伊賀市条例第3号

#### 岸宏子記念伊賀文学館の設置及び管理に関する条例

##### (設置)

第1条 文学における郷土の文化や先賢の功績を知り、市民の文学振興を促進する場として活用を図るとともに、地域の振興に資することを目的として、岸宏子記念伊賀文学館（以下「文学館」という。）を設置する。

##### (位置)

第2条 文学館の位置は、伊賀市上野忍町2435番地13とする。

##### (休館日)

第3条 文学館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

##### (観覧時間及び観覧料)

第4条 文学館を観覧することができる時間（以下「観覧時間」という。）は、土曜日及び日曜日の午前9時から午後4時30分までの間とする。

2 文学館の観覧料は、無料とする。

##### (観覧の制限)

第5条 市長は、文学館を観覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、文学館への入場を拒み、又は文学館からの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれ又は施設若しくは設備を損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 文学館の管理上支障があると認められる者

##### (使用時間)

第6条 文学館を使用することができる時間（以下「使用時間」という。）は、月曜日から

金曜日までの午前9時から午後4時30分までの間とし、使用時間には、使用に係る準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、使用時間を臨時に変更することができる。

(使用の許可等)

第7条 文学館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、文学館の使用を許可するに当たっては、その管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文学館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 文学館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 文学館の管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用について不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 文学館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて文学館の使用を中止した場合であって、市長が返還することを相当と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、文学館をその使用の許可を受けた目的以外の目的のために使用し、並びに使用する権利を他に譲渡し、及び転貸してはならない。

(造作等の制限等)

第12条 使用者は、文学館の使用に当たって、文学館の施設に特別の設備を設け、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、文学館の使用に際し管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文学館の使用の許可を取り消し、文学館の使用を制限し、又は文学館から退去させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はこれらに基づく処分に従わないとき。

(2) 法令に違反する行為を行ったとき。

(3) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(4) 第7条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(5) 第7条第3項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

2 前項の規定により文学館の使用の許可を取り消され、文学館の使用を制限され、又は文学館から退去させられたことにより、使用者に損害が生じることがあっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、文学館の使用を終了したとき、又は前条第1項の規定により文学館から退去させられることとなったときは、速やかに原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 文学館の施設又は設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に申し出て、その指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(観覧者等以外の駐車場の利用)

第16条 市長は、文学館の管理上支障がなく特に必要があると認めるときは、文学館に設置する駐車場を文学館を観覧する者及び使用する者以外の者に利用させることができる。

(指定管理者による管理)

第17条 文学館の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 文学館の使用の許可に関する業務

(2) 第19条第1項に規定する文学館の利用料金に関する業務

- (3) 文学館の利用促進を図るイベントの企画及び運営
- (4) 文学館の施設及び設備の維持及び管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する業務を除き、市長が必要と認める業務  
(指定管理者による休館日等の変更)

第 18 条 指定管理者は、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、文学館の休館日、観覧時間及び使用時間を臨時に変更することができる。

(利用料金)

第 19 条 第 17 条第 1 項の規定により文学館の管理を指定管理者に行わせる場合において、使用者は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、文学館の利用料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納入しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、第 8 条第 1 項の使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、やむを得ない事由に基づいて文学館の使用を中止した場合であって、市長が返還することを相当と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 6 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(読替規定等)

第 20 条 第 17 条第 1 項の規定により文学館の管理を指定管理者に行わせる場合における第 5 条、第 7 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 16 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 第 17 条第 1 項の規定により文学館の管理を指定管理者に行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、文学館の管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第17条第1項の規定により文学館の管理を指定管理者に行わせる場合における指定管理者の指定に関し必要な行為その他指定管理者による管理に関し必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

別表 (第8条関係)

使用時間の区分	単位	使用料の額
午前9時から正午まで	1回	400円
午後1時から午後4時30分まで	1回	500円
午前9時から午後4時30分まで	1回	1,000円

備考

- 1 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、使用料の額に100分の200を乗じて得た額を加算する。
- 2 冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、利用料金に100分の50を乗じて得た額を加算する。
- 3 第7条第1項の許可を受けた使用時間を超える使用は、文学館の管理及び使用に関し支障がない場合において1時間以内に限るものとし、その使用料は、当該許可を受けた使用時間の区分の使用料に100分の30を乗じて得た額とする。

伊賀市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

#### 伊賀市条例第4号

##### 伊賀市情報公開条例の一部を改正する条例

伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次、本則（第15条第1項、第2項各号列記以外の部分及び第3項、第18条第5項並びに第22条を除く。）及び附則中「行政情報」を「行政文書」に改める。

第2条中「それぞれ」を削り、同条第1号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、財産区」を加える。

第4条中「務める」を「努める」に改める。

第7条各号を次のように改める。

- (1) 法令又は条例の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保

有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号
- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

るもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ  
ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第8条第1項中「の一部」を削り、「ときは」の次に「、公開請求者に対し」を加え、「非公開情報に係る部分以外の部分を」を「部分を除いた部分につき」に改め、同条第2項中「が識別され得る」を「を識別することができる」に改め、「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加え、「権利又は利益」を「権利利益」に改める。

第10条中「があった場合において」を「に対し」に改める。

第11条第1項中「を決定し」を「の決定をし」に、「請求書」を「公開請求書」に改め、同条第2項中「及び」を「、及び」に改め、「。以下同じ」を削る。

第12条第1項中「公開請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日」を「公開請求があった日から14日」に改め、同条第2項中「延長の期間」を「延長後の期間」に改める。

第13条中「公開請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して45日」を「公開請求があった日から44日」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「本条」を「この条の規定」に改める。

第14条第1項中「とき」の次に「（第10条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）」を加える。

第15条第1項中「行政情報に」を「行政文書に」に、「、国、市以外の地方公共団体及び」

を「の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに」に、「もの」を「者」に、「公開請求に係る行政情報の表示」を「実施機関が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「公開決定」を「第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）」に改め、「対し」の次に「、実施機関が定めるところにより」を加え、「行政情報の表示」を「当該第三者に関する情報の内容」に改め、「別に」を削り、同項第1号中「当該情報」を「当該第三者に関する情報」に、「同条第3号ただし書」を「同条第4号ただし書」に改め、同条第3項中「行政情報」を「第三者に関する情報」に改める。

第16条中「文書、図画又は写真については閲覧」を「当該行政文書が、文書、図画、写真又はフィルムであるときは閲覧若しくは視聴」に改め、「、フィルムについては視聴又は写しの交付により」を削り、「については視聴、閲覧、写しの交付等で」を「であるときは」に改め、「別に」を削り、同条ただし書中「視聴又は閲覧」を「閲覧又は視聴」に改める。

第17条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同項ただし書中「公開しない」を「公開をしない」に改める。

第18条第2項中「（電磁的記録を除く。第5項において同じ。）の写しの交付」を「の公開」に、「別表により、当該写しの交付」を「その実施の方法に応じ、別表に定める行政文書の公開」に、「手数料」を「費用」に改め、同条第3項中「電磁的記録」を「第16条の規定による写しの交付（公開される行政文書が電磁的記録である場合は、実施機関が定める公開の実施の方法により複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により行政文書」に、「別表により、当該公開の実施に伴う手数料」を「当該写しの交付を実施機関が定めるところにより送付により受けるときは、当該送付に要する費用」に改め、同条第4項中「前2項の規定にかかわらず、実施機関」を「実施機関」に、「当該写しの交付」を「当該公開請求者に係る第2項に規定する行政文書の公開」に、「手数料又は当該公開の実施」を「費用及び前項に規定する送付」に、「手数料を」を「費用を」に改め、同条第5項を削る。

第20条第1項中「伊賀市情報公開・個人情報保護審査会」を「伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成26年伊賀市条例第32号）第1条に規定する伊賀市情報公開・個人情報保護審査会（第3項において「審査会」という。）」に改め、同条第3項中「伊賀市情報公開・個人情報保護審査会」を「当該審査請求について第1項の規定により行った諮問に係る審査会」に改める。

第22条第2号中「係る行政情報」を「係る行政文書」に、「当該行政情報」を「当該第三者に関する情報」に改める。

第28条中「公表する」を「その概要を公表する」に改める。

第29条第1項中「法人その他の団体」を「法人等」に、「当該出資法人等の」を「その」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊賀市情報公開条例（以下この項において「新情報公開条例」という。）第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等について適用する。

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第5号

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成26年伊賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運用並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、伊賀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 諮問庁 伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関（同条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した市の機関（伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊賀市条例第 号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）及び伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年伊賀市条例第 号。以下「市議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定により審査会に諮問した議長をいう。
- (2) 行政文書 情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る行政文書（同条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同法第

60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。)又は市議会個人情報保護条例第20条第1項第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(同条例第2条第4項に規定する保有個人情報に係るものをいう。)をいう。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 情報公開条例第20条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する重要事項について調査審議すること。
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議すること。
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する指針に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議すること。
- (6) 市議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (7) 市議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議すること。

第3条第2項中「及び個人情報の保護」及び「(情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。)」を削り、同条第3項中「及び個人情報保護条例第43条第1項」を削り、「(以下この項において「出資法人等」という。)又は」を「又は市の公の施設を管理する」に改め、「。以下同じ」を削り、「若しくは」を「又は当該」に改め、「又は個人情報の保護」を削る。

第4条の見出しを「(組織及び委員)」に改め、同条第1項中「以内で」を「以内をもって」に改め、同条第3項ただし書中「再任を妨げない」を「委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 委員の再任は、妨げない。

第4条第7項中「知ることができた」を「知り得た」に、「同様」を「、同様」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長を定めない場合にあっては、審査会の会議は、市長が招集する。

第7条中「諮問機関」を「諮問庁」に改め、同条第1項中「必要」を「審査請求に係る事件に関し必要」に、「開示決定等に係る行政情報又は個人情報(以下「行政情報等」という。)」を「行政文書又は保有個人情報(以下「行政文書等」という。)」に改め、同項後段中「行政情報等」を「行政文書等」に改め、同条第3項中「必要」を「審査請求に係る事件に関し必要」に、「開示決定等に係る行政情報等」を「行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」に、「整理した」を「整理をした」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項前段」に改め、「、又は鑑定を求め」を削る。

第8条第1項中「申立て」を「申出」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「前項」を「前項本文」に、「出席する」を「出頭する」に改める。

第9条第2項を削る。

第10条中「行政情報等」を「行政文書等」に改める。

第11条第1項中「認められる」を「認める」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項」に改める。

第12条の見出し中「調査審議手続」を「審査請求に係る調査審議の手続」に改め、同条中「行う」の次に「審査請求に係る」を加える。

第13条の見出しを「(答申書の送付等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を削る。

第16条中「1年」を「、1年」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(審査請求に係る調査審議以外の調査審議)

第14条 審査会は、第3条第1項第2号に掲げる所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは実施機関に対して、同項第4号に掲げる所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは市の機関に対して、同項第7号に掲げる所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは議会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第3条第1項第2号に掲げる所掌事務を遂行するため特に必要があると認め

るときは実施機関以外の者に対しても、同項第4号に掲げる所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは市の機関以外の者に対しても、同項第7号に掲げる所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは議会以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第6号

伊賀市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置、管理及び処分に関する条例（令和2年伊賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第7号

伊賀市特別会計条例の一部を改正する条例

伊賀市特別会計条例（平成16年伊賀市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計の令和4年度分の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第8号

伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊賀市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の

際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第9号

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第8条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車

の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

#### 第14条 削除

第15条第1項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（自動車を運行する場合の所在の確認に関する経過措置）
- 2 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第10号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第50条及び第51条第3項中「及び第23条」を「、第23条から第25条まで及び第27条」に改める。

第53条第2項中「を交付又は」を「を交付し、又は」に改め、同条第6項中「を交付又は」を「を交付し、又は」に、「第4項中「」を「「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「」に、「「提供を受けない」を「「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第11号

伊賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険条例(平成16年伊賀市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「408,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る伊賀市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第12号

### 伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例（平成16年伊賀市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は父及び児童並びに」を「、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童及び」に改める。

第2条第2項中「(以下この項において「母」という。)」を削り、「母を」を「当該配偶者のない女子を」に改め、同条第3項中「(以下この項において「父」という。)」を削り、「父を」を「当該配偶者のない男子を」に改め、同条第4項第2号中「又は」の次に「一人親家庭等の」を加え、同条第5項中「以降」を「以後」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「給付を」を「ものを」に改め、同項第1号中「対象者の」を削り、「つき」を「係る」に、「、保険外併用療養費」を「並びに保険外併用療養費」に改め、同項第2号中「対象者の」を削り、「つき」を「係る」に改め、同条第9項中「とは」の次に「、障がい者、一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童及び子どものうち」を、「各号」の次に「(子どもにあっては、第4号を除く。)」を加え、同項ただし書を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条に規定する医療扶助を受けない者

第2条第9項第4号中「(第5項に該当する者で、かつ、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)」を削り、同条第11項を削る。

第3条第1項中「、受給資格の認定の」を削り、「市長の認定」を「市長による受給資格の認定（以下「受給資格の認定」という。）」に、「証明書の」を「証明書（第6条において「受給資格証」という。）の」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「受給資格の認定」の次に「(この項に規定する受給資格の認定の更新を含む。以下同じ。)」を、「」は」の次に「、当該受給資格の認定を受けた日から1年を超えない範囲内で規則で定める日までに」

を加え、「1年ごとに受給資格の更新の」を削り、「市長の認定」を「受給資格の認定の更新」に改め、同条第3項中「保護者」を「対象者又は受給資格者の保護者」に、「対象者」を「当該対象者又は受給資格者」に改め、「代わり」の次に「当該各項に規定する」を加え、「ものとする」を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「対象者の」を「受給資格者が」に、「医療に関する給付が」を「医療に関する給付（第2条第1項第3号に掲げる者に該当することにより受給資格の認定を受けた者にあつては、入院に係るものを除く。）が」に、「医療に関する給付の額（一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額に満たない」を「受給資格者又はその保護者が当該医療に関する給付について負担すべき費用を支払った」に、「規則で定める手続に従い、その者」を「当該受給資格者又はその保護者」に、「その満たない額（以下「対象医療費」という。）」を「、その支払った費用の額」に改め、同項第1号中「の額」を削り、同項第2号中「場合は、当該」を「場合の当該」に、「給付を受けることができる額」を「給付制度による給付」に、「現に給付がなされるか否かにかかわらず、当該制度により給付を受けたものとみなしてこの条例の適用をしないものとした額」を「給付を受けない場合の当該給付」に改め、同条第2項中「医療に要する」を「受給資格者又はその保護者が負担すべき」に改め、「算定した」の次に「費用の額のうち当該受給資格者又はその保護者が負担すべき費用の」を加え、同条第3項を削る。

第5条中「又は」の次に「その」を加え、「福祉医療費証明書料を支払った」を「当該受給資格者が受けた医療に関する給付について負担すべき費用（福祉医療費の助成の対象となるものに限る。）に係る領収証明書の交付を受けた」に、「当該福祉医療費証明書」を「その者に対し、当該領収証明書」に、「要する」を「要した」に改め、「その者に対し」を削り、同条ただし書を削る。

第6条中「又は」の次に「その」を加える。

第7条第1項中「又は」の次に「その」を加え、同条第2項中「前項」の次に「の規定」を加え、「申請は、助成の」を「助成の申請は、当該」に改める。

第8条中「前条」を「前条第1項」に、「審査し、当該」を「審査の上当該」に、「決定した」を「、その決定した」に改める。

第9条中「受給資格者又は」の次に「その」を加える。

第10条中「受給資格者又は」の次に「その」を加え、「対象者」を「当該受給資格者」

に改める。

第12条中「又は」を「、又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条第9項の規定は、この条例の施行の日以後の医療に関する給付に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前の医療に関する給付に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

伊賀市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

### 伊賀市条例第13号

#### 伊賀市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市の適正な土地利用に関する条例（平成29年伊賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「建築又は」を「建築し、又は」に改め、同条第3号中「所有、管理、占用若しくは」を「所有し、管理し、占用し、若しくは」に改める。

第5条第2項中「所有、管理、占用又は」を「所有し、管理し、占用し、又は」に改める。

第8条第1項第4号中「その他市長が適正」を「前3号に掲げるもののほか、適正」に改め、「ため」の次に「市長が」を加える。

第9条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 広域的医療福祉区域

第9条第2項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 広域的医療福祉区域 伊賀地域の二次救急医療の拠点であるとともに、市域の医療福祉機能の強化を図る区域

第10条第2項中「公示の」を「当該公示の」に改め、同条第4項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「意見書の」を「当該意見書の」に改める。

第11条第2項中「第7条」の次に「(第1項を除く。)」を加える。

第14条第1項中「公示の」を「当該公示の」に改め、同条第4項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「意見書の」を「当該意見書の」に改める。

第15条第3項中「者」を「住民自治協議会」に改め、同条第6項中「提出した」を「行った」に改める。

第16条第2項中「第12条」の次に「(第1項を除く。)」を加える。

第17条第2項中「と借地権の目的となっている土地の総地積との合計」を削る。

第19条第1項中「公示の」を「当該公示の」に改め、同条第4項中「前項の」の次に「規

定により」を加え、「意見書の」を「当該意見書の」に改める。

第20条第1項中「策定の提案に係る区域内の」を削り、「住民自治協議会」を「その者の居所若しくは住所又はその者が所有し、管理し、占用し、若しくは使用する土地若しくは建築物等の所在地に係る住民自治協議会」に改める。

第22条第1項中「、地区土地利用計画」を「又は地区土地利用計画」に、「それらの計画。第29条第1項」を「当該計画を含む。次項及び第29条第1項」に改め、同条第2項第2号中「都市計画事業」を「都市計画法第59条に規定する都市計画事業」に改め、「建築開発事業」の次に「又は同法第11条に規定する都市施設に関する都市計画に適合して行う建築開発事業」を加え、同項第5号中「他条例等」を「他法令等」に改め、同項第6号中「軽易な行為」の次に「等」を加える。

第25条第1項中「建築開発事業の区域の対象となる」を「その区域内に建築開発事業の予定区域がある」に、「標識設置」を「規定による標識の設置」に、「以内（市の休日を除く。）」を「（市の休日を除く。）以内」に改め、同条第2項中「を経過した日以後（市の休日を除く。）」を「（市の休日を除く。）を経過した日以後」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定により」を加え、同条第4項中「から」の次に「起算して」を加え、同条第5項中「の規定による縦覧期間」を「に規定する縦覧の期間」に改める。

第26条第1項中「の規定による縦覧期間満了の」を「に規定する縦覧の期間が満了する」に、「規定による報告書」を「報告書」に改める。

第27条中「規定による説明会」を「地域」に改める。

第28条第1号中「標識設置」を「標識の設置」に、「を経過（市の休日を除く。）し」を「（市の休日を除く。）を経過し」に改め、同条第2号中「よる説明会」を「より説明会」に、「の規定による縦覧期間」を「に規定する縦覧の期間」に改める。

第29条第1項中「の規定による」を「に規定する」に改め、「（以下「適合承認」という。）」を削り、同条第2項中「の適合承認」を「について前項の規定による承認（以下「適合承認」という。）」に改める。

第30条第1項中「）を」の次に「当該適合承認に係る建築開発事業を行う」を加え、同条第2項中「建築開発事業者」を「当該建築開発事業者」に改める。

第31条第1項中「適合通知証の交付を受けた後、建築開発事業完了の届出を行う」を「適合承認を受けた建築開発事業が完了する」に、「承認に係る建築開発事業の」を「当該建築開発事業に係る」に改め、同条第2項中「第23条」を「第24条」に、「第43条第1項」を「第

43条」に改め、同条第3項中「に基づく変更案の承認が必要とされ」を「の承認を必要とし」に改める。

第32条第1項中「受けた」の次に「建築開発事業に係る」を加える。

第35条第1項中「建築開発事業者」を「当該建築開発事業に係る建築開発事業者」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「建築開発事業者」を「当該建築開発事業者」に改める。

第36条第1項中「適合通知証の交付を受けた後、当該」を「適合承認を受けた」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「適合通知証」を「当該適合承認」に改め、同条第3項中「基づき適合通知証」を「より適合承認」に改め、「公表する」の次に「ものとする」を加える。

第38条第1項中「速やかに当該」の次に「届出に係る」を加え、「適合承認した」を「適合承認をした」に改め、同条第2項中「適合承認した」を「適合承認をした」に、「建築開発事業者」を「当該建築開発事業者」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、前項の規定による届出があった場合において準用する。

第39条第1項中「建築開発事業に」を「当該検査済証の交付を受けた建築開発事業に」に、「若しくは」を「又は」に、「建築開発事業の」を「当該建築開発事業の」に改め、同項ただし書中「他法令で」を「他の法令で当該」に改め、同条第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

第40条第1項中「よる建築開発事業」を「より基本計画に整合するものとみなされた建築開発事業」に改め、同条第3項中「よる建築開発事業」を「より基本計画に整合するものとみなされた建築開発事業」に、「適合通知証の交付」を「適合承認」に改め、同条第4項中「よる建築開発事業」を「より基本計画に整合するものとみなされた建築開発事業」に改め、同条第5項中「基づく」を「よる」に改め、同条第6項中「基づき」を「よる」に、「とることを」を「講じるよう」に改める。

第41条中「うえ」を「上」に、「基づく」を「よる」に改める。

第43条中「市長の」を「市長に申請し、当該特定開発事業について」に改める。

第44条の見出し中「の事業相談」を「に関する相談」に改め、同条第1項中「事業相談し」を「特定開発事業に関する相談（以下「事業相談」という。）をし」に改め、同条第2項中「前項の事業相談」を「市長は、事業相談」に、「場合、市長」を「とき」に改め、「受領証を」の次に「当該建築開発事業者に」を、「交付する」の次に「ものとする」を加え、同条

第3項中「第1項の事業相談は、特定開発事業」を「事業相談は、当該特定開発事業」に改める。

第45条中「特定開発事業の」を「当該認定申請に係る特定開発事業の」に改める。

第47条第1項中「の規定による縦覧期間満了の」を「に規定する縦覧の期間が満了する」に改める。

第48条第1項中「より」を「よる」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「以内（市の休日を除く。）」を「（市の休日を除く。）以内」に、「建築開発事業者に」を「当該建築開発事業者が」に改め、同条第4項中「地域」を「利害関係人等」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

5 第46条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により説明会を開催した場合において準用する。

第49条の見出し中「等」を削り、同条第1号中「の規定による縦覧期間（前条第4項において準用する場合を含む。）」を「（前条第5項の規定により準用する場合を含む。）に規定する縦覧の期間」に改め、同条第2号中「を経過（市の休日を除く。）し」を「（市の休日を除く。）を経過し」に改める。

第50条中「の規定による」を「に規定する」に、「説明会の」を「説明会における」に改める。

第51条第1項中「第49条の」及び「（以下「特定事業認定」という。）」を削り、同条第2項中「前項の」の次に「規定による認定（以下「特定事業認定」という。）の可否について」を加える。

第52条第1項中「特定事業認定した」を「特定事業認定をした」に改め、「適合通知証を」の次に「当該特定事業認定に係る」を加え、同条第2項中「よる」を「より」に、「した」を「行った」に改める。

第53条第1項中「特定事業認定証の交付を受けた後、建築開発事業完了の届出を行う」を「特定事業認定を受けた特定開発事業が完了する」に、「承認に係る特定開発事業の」を「当該特定開発事業に係る」に改め、同条第2項中「前項の規定による」を「第44条及び第46条から前条までの規定は、前項の規定により」に、「が提出された場合においては、第44条から前条までの規定を」を「を提出する場合において」に改め、同条第3項中「に基づく変更案の認定が必要とされ」を「の認定を必要とし」に改める。

第54条第1項中「受けた」の次に「特定開発事業に係る」を加え、「当該」を削り、同条

第2項中「事業認定」を「特定事業認定」に改める。

第59条中「について」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 11 施行日前に三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）第6条第1項の規定により確認を受けた建築開発事業（同条第2項の規定により同条第1項の確認があったものとみなされた建築開発事業を含む。）及び同項の確認を受けるため同条例第7条第1項に規定する申請書（同条第3項の規定により準用する場合における協議書を含む。）が提出された建築開発事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に第23条第2項の規定による建築開発事業の案の提出、第40条第3項の規定による建築開発事業の概要の届出又は第45条の規定による特定開発事業の案の提出があった建築開発事業については、なお従前の例による。

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第14号

### 伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成16年伊賀市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「基づく複数建築物に関する総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請事務」を「よる一団地内において建築等をする1又は2以上の建築物（2以上の場合は、総合的設計によるものに限る。以下この項において同じ。）に関する特例の認定申請に対する審査」に、「2である」を「1又は2である」に、「、建築物の数が3」を「と、3」に改め、「超える」の次に「当該」を加え、同条第2項中「基づく複数建築物に関する」を「よる一定の一団の土地の区域内の」に、「総合的設計による特例認定申請事務」を「総合的見地による設計により建築等をする建築物に関する特例の認定申請に対する審査」に、「建築物（既存建築物を除く。）」を「建築等をする建築物」に、「、建築物の数が2」を「と、2」に改め、「超える」の次に「当該」を加え、同条第3項中「基づく同一敷地内建築物」を「による一敷地内認定建築物」に、「建築認定申請事務」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請に対する審査」に、「同一建築物を除く」を「当該新築に係る一敷地内認定建築物以外の建築物又は当該増築等に係る一敷地内認定建築物に限る」に、「、建築物の数が2」を「と、2」に改め、「超える」の次に「当該」を加え、同条第4項中「基づく複数建築物」を「よる一の敷地とみなすこと等」に、「取消しの申請事務」を「取消申請に対する審査」に、「認定取消し申請」を「申請」に改め、同条第5項中「基づく」を「よる」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建蔽率」に、「除外に」を「適用除外に」に、「認定申請事務」を「認定申請に対する審査」に、「適用除外認定申請」を「認定申請」に改める。

「

その他の場合

第16条第1号の表中

認定	変更
36,800円	18,900円
74,500円	38,200円
104,800円	54,100円
147,500円	76,600円
211,900円	110,800円
303,800円	160,500円
411,500円	219,500円
539,600円	287,100円
633,600円	335,300円
117,900円	59,900円
155,500円	79,500円
194,500円	100,100円
303,000円	160,200円
389,100円	208,300円
465,100円	249,900円
541,700円	292,500円

を

」

「

その他の場合			
申請に係る低炭素建築物新築等計画が、 低炭素化促進法第54条第1項第1号の 規定により定められた簡易な評価方法で あって市長が別に定める方法により評価 されたものである場合		左記以外の評価方法により評価されたも のである場合	
認定	変更	認定	変更
<del>35,300円</del>	<del>18,600円</del>	36,800円	18,900円
35,300円	18,600円	74,500円	38,200円

51,200円	23,700円	104,800円	54,100円
73,600円	39,600円	147,500円	76,600円
111,100円	60,400円	211,900円	110,800円
168,100円	92,700円	303,800円	160,500円
239,500円	133,500円	411,500円	219,500円
309,500円	172,100円	539,600円	287,100円
352,100円	176,000円	633,600円	335,300円
		117,900円	59,900円
		155,500円	79,500円
		194,500円	100,100円
		303,000円	160,200円
		389,100円	208,300円
		465,100円	249,900円
		541,700円	292,500円

」

に改める。

「

その他の場合
36,800円
74,500円
104,800円
147,500円
211,900円
303,800円
411,500円
539,600円
633,600円
117,900円
155,500円

第20条第1号の表中

を

194,500円
303,000円
389,100円
465,100円
541,700円

」

「

その他の場合	
申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
18,700円	36,800円
35,300円	74,500円
51,200円	104,800円
73,600円	147,500円
111,100円	211,900円
168,100円	303,800円
239,500円	411,500円
309,500円	539,600円
352,100円	633,600円
	117,900円
	155,500円
	194,500円
	303,000円
	389,100円

に改める。

	465,100円
	541,700円

「

その他の場合
18,900円
38,200円
54,100円
76,600円
110,800円
160,500円
219,500円
287,100円
335,300円
59,900円
79,500円
100,100円
160,200円
208,300円
249,900円
292,500円

第21条第1号の表中

を

」

「

その他の場合	
申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

める方法により評価されたものである場合	
9,800円	18,900円
18,600円	38,200円
23,700円	54,100円
39,600円	76,600円
60,400円	110,800円
92,700円	160,500円
133,500円	219,500円
172,100円	287,100円
176,000円	335,300円
	59,900円
	79,500円
	100,100円
	160,200円
	208,300円
	249,900円
	292,500円

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市消防委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第15号

### 伊賀市消防委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市消防委員会条例（平成16年伊賀市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「委員会」という。)」を削り、「定める」の次に「ものとする」を加える。

第2条中「伊賀市消防委員会」の次に「(以下「委員会」という。)」を加える。

第3条第1項中「消防に関する次に掲げる」を「次に掲げる消防に関する」に、「調査及び審議する」を「調査審議する」に改め、同項第1号中「消防」を「消防力」に改め、同項第3号中「並びに」を「及び」に改め、同項第4号中「その他消防行政」を「前3号に掲げるもののほか、消防行政」に改める。

第4条第1項中「市長が委嘱又は任命する次の者」を「委員20人以内」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条の見出し中「招集及び」を削り、同条第1項中「委員会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、「会議の」を「委員長が」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員長及び副委員長を定めない場合にあつては、会議は、市長が招集する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「委員会の」を削り、同条第2項中「委嘱された」を「委嘱し、又は任命した」に、「委員として委嘱を受けるべき」を「当該」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 住民自治協議会を代表する者 6人以内

- (2) 消防機関において消防事務に従事した経験を有する者 2人以内
- (3) 副市長
- (4) 消防団長
- (5) 学識経験を有する者 4人以内
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 6人以内

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第16号

伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年伊賀市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,450人」を「1,410人」に改め、同条第5項中「316人」を「336人」に、「団員数」を「団員の数」に改める。

第3条中「団長が」を削り、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、「該当する者」の次に「及び団長が特に認めた者」を、「得て」の次に「団長が」を加え、第4号を削る。

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(懲戒)」を付し、同条第1項中「免職する」を「免職の処分をする」に改める。

第7条に見出しとして「(処分の手続)」を付する。

第12条第1項の表中「50,000円」を「50,500円」に、「38,500円」を「45,500円」に、「31,000円」を「39,000円」に、「30,500円」を「37,000円」に、「28,500円」を「36,500円」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の年額報酬は、年度ごとに支給し、年度の途中で基本団員となり、若しくは退職等により基本団員の身分を失い、又は階級に異動があった場合は、月割により計算した額を支給する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第17号

伊賀市給食センター設置条例の一部を改正する条例

伊賀市給食センター設置条例（平成16年伊賀市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大山田給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市行政情報番組検討委員会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第18号

伊賀市行政情報番組検討委員会条例を廃止する条例

伊賀市行政情報番組検討委員会条例（平成19年伊賀市条例第44号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第19号

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第28号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市温泉活用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第20号

伊賀市温泉活用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

伊賀市温泉活用施設の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第29号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

固定資産税の納期の特例に関する条例等を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第21号

固定資産税の納期の特例に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和48年上野市条例第12号）
- (2) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和49年上野市条例第3号）
- (3) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和51年上野市条例第5号）
- (4) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和54年上野市条例第5号）
- (5) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和57年上野市条例第5号）
- (6) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和60年上野市条例第4号）
- (7) 固定資産税の納期の特例に関する条例（昭和63年上野市条例第7号）
- (8) 固定資産税の納期の特例に関する条例（平成3年上野市条例第6号）
- (9) 固定資産税の納期の特例に関する条例（平成4年上野市条例第19号）
- (10) 固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例（平成5年上野市条例第3号）
- (11) 固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例（平成6年上野市条例第5号）
- (12) 固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例（平成7年上野市条例第20号）
- (13) 固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例（平成9年上野市条例第4号）
- (14) 島ヶ原村村税徴収の特例に関する条例（昭和36年島ヶ原村条例第18号）
- (15) 上野市都市計画税条例を廃止する条例（平成16年上野市条例第19号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上野市住宅新築資金等貸付条例等を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第22号

上野市住宅新築資金等貸付条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 上野市住宅新築資金等貸付条例（昭和49年上野市条例第49号）
- (2) 伊賀町住宅新築資金等貸付条例（昭和49年伊賀町条例第39号）
- (3) 大山田村住宅新築資金等貸付条例（昭和53年大山田村条例第4号）
- (4) 青山町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例（平成16年青山町条例第25号）
- (5) 上野市福祉資金貸付けに関する条例を廃止する条例（平成14年上野市条例第21号）
- (6) 伊賀町福祉資金貸付けに関する条例（昭和47年伊賀町条例第22号）
- (7) 大山田村福祉資金貸付けに関する条例（昭和46年大山田村条例第3号）
- (8) 青山町福祉資金貸付けに関する条例（昭和48年青山町条例第1号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第23号

伊賀市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

伊賀市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成16年伊賀市条例第88号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市福祉資金貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに  
公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第24号

伊賀市福祉資金貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例  
伊賀市福祉資金貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成16年伊賀市条例  
第72号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第25号

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第18条—第30条）
  - 第2節 訂正（第31条—第37条）
  - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
  - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、伊賀市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記

録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検

索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

るとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の

中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行

われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
  - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - (3) 個人情報ファイルの利用目的
  - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
  - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
  - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
  - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に關す

る事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、

犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確

な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第

2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に

関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にし

なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報 が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料等)

第30条 開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

2 第28条の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合は、議長が定める開示の実施の方法により複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を議長が定めるところにより送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

3 議長は、保有個人情報の開示を受ける者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該者に係る前項前段に規定する写しの交付に要する費用及び同項後段に規定する送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示

を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。  
（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合に

あつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情

### 報の提供の停止

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。  
（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

### （保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

### （利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成26年伊賀市条例第32号）第1条に規定する伊賀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示

することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（個人情報の適正な取扱いの確保）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第26号

### 伊賀市市税条例の一部を改正する条例

伊賀市市税条例（平成16年伊賀市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「年度分」を「年の末日の属する年度の翌年度分」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に改め、「県民税」の次に「及び森林環境税額」を加え、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「全額」を「金額」に、「そのそれぞれ」を「それぞれ」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定

小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項中「によって」を「により」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、同条第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「第15条第15項」を「第15条第14項」に改め、同条第4項中「第15条第22項」を「第15条第21項」に改め、同条第5項中「第15条第23項第1号」を「第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「第15条第23項第2号」を「第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「第15条第23項第3号」を「第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「第15条第24項第1号」を「第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「第15条第24項第2号」を「第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「第15条第26項第1号イ」を「第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「第15条第26項第1号ロ」を「第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「第15条第26項第1号ハ」を「第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「第15条第26項第1号ニ」を「第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「第15条第26項第2号イ」を「第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「第15条第26項第2号ロ」を「第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「第15条第26項第2号ハ」を「第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「第15条第26項第3号イ」を「第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「第15条第26項第3号ロ」を「第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「第15条第26項第3号ハ」を「第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「第15条第29項」を「第15条第28項」に改め、同条第21項中「第15条第33項」を「第15条第32項」に改め、同条第22項中「第15条第34項」を「第15条第33項」に改め、同条第23項中「第15条第39項」を「第15条第38項」に改め、同条第24項中「第15条第43項」を「第15条第42項」に改め、同条第25項中「第15条第44項」を「第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とす

る。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「第7条第13項」を「第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「第30条第7項」を「第30条第3項」に、「のガソリン軽自動車」を「の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第

8 項中「第 30 条第 8 項」を「第 30 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 3 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 24 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 82 条第 1 号エの改正規定及び附則第 4 条第 1 項の規定（この条例による改正後の伊賀市市税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分を除く。）

令和 5 年 7 月 1 日

(2) 第 34 条の 9 第 2 項並びに第 38 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 41 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2 及び第 47 条の 6 の改正規定並びに附則第 15 条の 2 の 2 の改正規定（同条第 4 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める部分に限る。）及び附則第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 4 条第 1 項（新条例附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 第 36 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

### (市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の伊賀市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき伊

賀州市市税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 82 条第 1 号エ及び附則第 16 条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得されたこの条例による改正前の伊賀州市市税条例附則第 15 条の 2 及び第 15 条の 6 第 3 項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 15 条の 2 第 4 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第 16 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市条例第27号

### 伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険税条例（平成16年伊賀市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円を」を「22万円を」に、「20万円と」を「、22万円と」に改める。

第6条第1号中「）及び」を「））及び」に改める。

第26条中「20万円」を「22万円」に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「285,000円」を「29万円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「山林総所得金額」を「山林所得金額」に、「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第26条の2中「第27条の2」を「第27条の2第1項」に、「第3条第2項、第7条及び第9条」を「次項」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「前条第2号」を「次号」に、「」とする」を「及び」にするに改める。

第27条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第5項中「第26条第1項」を「第26条」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第6項、第7項、第9項から第12項まで、第15項及び第16項中「第26条第1項」を「第26条」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。